

あれこれ今日はどんな日?

- 消費者月間
- 憲法記念日(3日)
- 母の日(14日)

- 水防月間
- こどもの日(5日)
- ゴミゼロ(530)デー(30日)

- 児童福祉週間(5日~)
- 看護の日(12日)
- 世界禁煙デー(31日)

児童手当制度の支給対象 小学6年生まで拡充!

児童手当制度の拡充について

拡充の内容

支給対象年齢の拡充

- 所得制限が引上げられます

手続きは?

- 役場から書類を送付しますので、提出期限は5月30日です
- 町民課福祉係へ提出してください。

児童がいる保護者のみなさま

- 小学校5年生か6年生
- 平成6年4月2日から平成8年4月1日に生まれた児童の保護者の方は、次の手続きをしてください。

『認定請求』これまで児童手当を受給していない方が必要な手続き

- これまで、所得制限で児童手当を受給できなかつた保護者のみなさま
- 『認定請求』をしてください。
- 所得制限の引上げで、児童手当を受給できる場合があります。

「はかり」の検査は2年1回 定期検査が必要です

取引・証明用に使用する
「はかり」は

定期検査が必要です

計量の基準を定めている計量法第19条では、性能や精度をチェックするため、商品の売買に使用したり、各種の証明行為に使用する「はかり」をお持ちのみなさんには、2年に1回の定期検査を受けることを義務付けています。

今年度は、御代田町を対象として、次回の日程で実施されます。
「はかり」を持参し、必ず検査を受けてください。

なお、検査には「はかり」の種類により定められた手数料(検査代金)が必要となります。

日時 5月31日(水)
場所 役場庁舎前駐車場

問い合わせ先

- 長野県計量検定所
検定・検査チーム
- 0263-47-4006

土地をもつと有効に使えるのに 水路がなければ…

法定外公共物の
取扱が変わりました

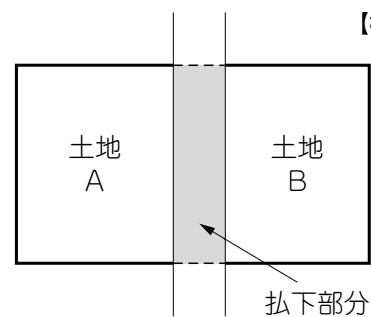
今までは 国有財産として国土交通省が財産管理を長野県知事に機関委任して管理していたため、財産の「払下」などの手続きに膨大な費用と時間が必要でした。しかし、地方分権一括法により平成13~17年において申請を行い、町内全域の法定外公共物について町が国から譲り受けました。

これからは 財産管理が町になつたことで、機能しなくなつた法定外公共物の「払下」や機能しているものの「機能の付替え」などの行為が、役場だけの手続きとなり容易に出来るようになりました。

詳しくは

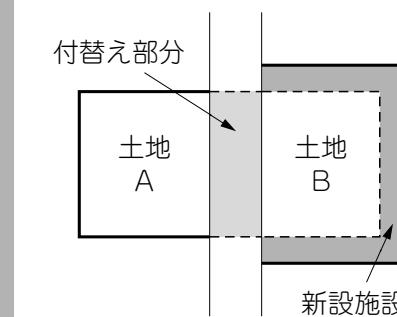
役場産業建設課建設係(内線38番)
または、お近くの司法書士・土地家屋調査士などにご相談ください。

「払下」の事例



【機能が喪失している】
土地A・B(同一土地所有者)の間に赤線(里道)が存在して、土地を一体的に利用したい場合、隣接者の同意が得られる事を条件として払下することが出来ます。

「機能の付替え」の事例



【機能している】
土地A・B(同一土地所有者)の間に青線(水路)が存在して、土地を一体的に利用したい場合、隣接者の同意が得られ、新設施設の機能が同じであれば付替えることが出来ます。